

## リズムトレーニング教室 開催要項

- 1 趣 旨 リズム感を高めることにより、動きにメリハリを付け、パフォーマンスを向上させるだけでなく、怪我の予防にもつながると言われる「スポーツリズムトレーニング」を体験し、体を動かす楽しみを感じるとともに、今後の競技力向上を目指すこととする。
- 2 主 催 別海町総合スポーツセンター（指定管理者：一般財団法人別海町地域振興財団）
- 3 期 日 (1) 令和4年10月15日（土）  
①幼児の部 11：00～12：00 （定員 20 組）  
②小学生の部 13：00～14：30 （定員 50 名）  
③中高生以上の部 15：00～16：30 （定員 50 名）  
(2) 令和4年10月16日（日）  
①幼児の部 10：00～11：00 （定員 20 組）  
②小学生以上の部 11：00～12：30 （定員 50 名）  
※両日とも参加、または、どちらかの日程のみの参加も可。
- 4 会 場 別海町町民体育館アリーナ
- 5 講 師 リズムトレーニング協会認定インストラクター 橋場 俊輔 氏  
（札幌国際大学 人文学部心理学科子ども心理専攻 講師）
- 6 募集対象 (1) 町内在住の幼児（年長）～小学生及びその保護者  
※幼児の場合は必ず保護者も一緒に参加して下さい。  
(2) リズムトレーニングに興味がある方。
- 7 参加料 大人：300円（別途施設利用料がかかります。） 子供：無料  
※ただし、少年団指導者及び幼児付き添いの大人は無料。
- 8 持ち物 動きやすい服装、運動靴（室内用）、タオル、飲物
- 9 参加申込 別海町総合スポーツセンターまでご連絡ください。  
TEL 75-2882 FAX 75-0418  
Eメール [sports@betsukai-pf.or.jp](mailto:sports@betsukai-pf.or.jp)  
●申込締切 令和4年10月7日（金）  
※定員になり次第受付を終了します。
- 10 その他



スポーツセンター  
LINE 公式アカウント

@betsukaisuposen

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府および関係機関の動向等によりイベントが中止となる場合があります。その場合は、当財団 HP で日程の変更、中止等の情報が確認可能です。
- ・イベント中に撮影した写真は、当財団 HP、ポスター等で使用することがあります。

# リズムトレーニング教室 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府および関係機関の動向等によりやむを得ず、イベントが延期または中止になる場合があります。その場合主催者側から連絡いたしますが、下記 URL より別海町地域振興財団のホームページにアクセスしていただくと日程の変更・中止等の情報が確認できるようになっています。

➤ 別海町地域振興財団ホームページ ⇒ <http://www.betsukai-pf.or.jp/>



当イベント開催中の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和3年2月15日）に基づいた感染予防対策を講じることとし、特に以下に掲げる対策の徹底を図るものといたします。

## 1 イベント前後を含めた適切な感染予防の実施

- イベント中、参加者の体調不良、または家族に新型コロナウイルスと診断を受けた者がいる場合のイベント参加は不可とします。
- イベント開始前（受付時）に参加者及びスタッフの体温測定ならびに体調を確認し、具合の悪い方、体温が高い（37℃以上）の方の参加は不可とします。
- イベント開始前後、イベント中も適宜手洗い・うがいができるような環境をつくりまします。
- 手が触れる場所、共有物はアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したものでの消毒を適宜行います。

## 2 クラスター（集団）感染リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転を行い、加えて2か所以上の窓を開け定期的に外気を取り入れる換気を行います。
- 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を行う。（声を出す機会を最小限にする、声を出す機会が多い場合には、マスクを着用する）運動中のマスク着用は行いません。【スポーツ庁「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（2020年5月21日）】
- 極力密集を避けることが可能な状況をつくる。（2m以上の距離を保つ）

## 3 感染が発生した場合、参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 万が一当イベントの参加者及びスタッフ、関係者に体調不良者・感染者が出た場合には、その他参加者に対して確実に連絡を取り症状の確認、保健所などの公的機関に連絡が取れる体制を確保し、感染者と濃厚接触者となった場合には接触してから2週間を目安に自宅待機等が要請される可能性があります。